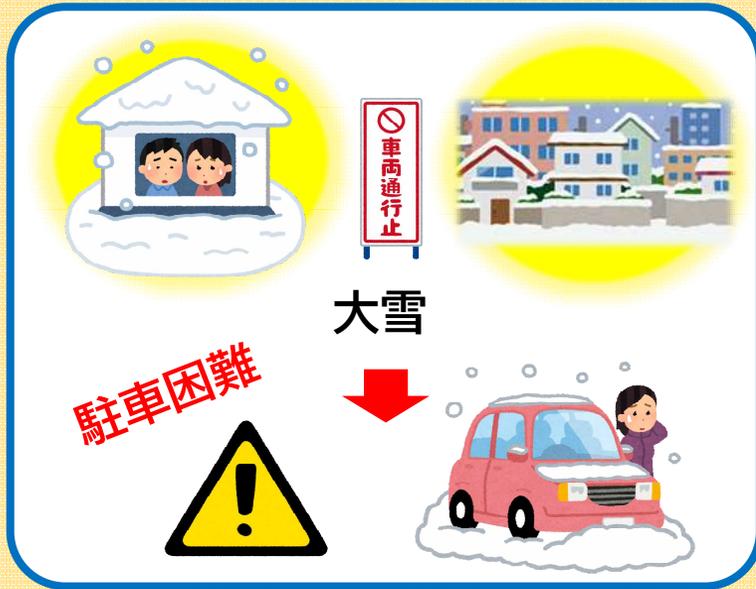


大雪時における訪問事業者お助け駐車場制度 イメージ図

大雪によって訪問車両が居宅に近づけないなど、駐車スペース確保が困難なとき、来客用駐車場の臨時利用について、御高配をお願いします。

01. 大雪により駐車困難な場合



02. コンビニ店舗へ駐車場利用依頼



03. コンビニ店舗に駐車して、在宅医療・介護を実施



【利用証】 ※訪問事業者名・電話番号を記載しています。

- 日常的に、コンビニ駐車場が利用させていただくものではありません。
- 店舗の混雑状況等によっては、駐車場の利用をお断りいただいても構いません。
- 駐車場で発生した事故・トラブル等については、事業者において解決します。

訪問事業者 臨時駐車中

この車両は、【訪問診療・訪問看護・訪問介護】で使用しています。

秋田県との包括連携協定

訪問サービス等を提供するため、店舗の許可を得て臨時的に駐車しております。
御理解・御協力をお願いします。

事業者名：
電話番号： 【緊急連絡先】

※駐車場利用開始時・終了時は必ず店舗へお声がけして下さい。



セブンイレブン・ジャパン

> 秋田県